

1. 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。この計画は、市町村が中長期的な視点から緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するために定めるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画として緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、緑の基本計画は、市町村が独自性や創意工夫を発揮して緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設及び民有地の緑化の推進まで、まちの緑全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策について、市民の意見を踏まえつつ策定し、公表するもので、特徴を次のようにまとめることができます。

《緑の基本計画の特徴》

- ①都市緑地法に根拠を置く計画制度です。
- ②市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ③市町村が主体的に策定できる計画です。
- ④計画の策定に際しては市民の意見を反映することが義務づけられています。
- ⑤計画内容の公表が義務づけられています。

2. 緑の基本計画改定の趣旨

稲城市では、平成11年（1999年）に策定した緑の基本計画で、「水と緑のふるさと景観につつまれたまちづくりをめざして」を基本理念として、緑地の保全と活用、公園などの整備、水と緑のまちづくりについて、様々な施策を展開してきました。現行計画の策定時点から10年余りが経過し、計画期間が満了したことから、これからの10年間のために、緑の基本計画の改定を行うものです。

この10年の間に、多摩ニュータウンの整備や土地区画整理事業、JR南武線連続立体交差事業などが進展し、まちの様子が大きく変わってきました。社会的には、生物多様性の保全が重視されるとともに、地球温暖化防止対策に伴う行動が市民一人ひとりに求められるようになり、環境問題には強い関心が寄せられています。さらに、記憶に新しいところでは、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災の経験から、身近な防災機能の向上を図るために、市民の避難場所などにも活用できる、公園・緑地が必要とされています。

今回改定する緑の基本計画では、自然的な環境に恵まれた稲城市の特性を踏まえつつ、歴史ある緑や稲城らしい緑、三沢川や大丸用水など生態系とうるおいのある水、市民の日常的な余暇活動の場や、安全な暮らしを支える公園・緑地などについて、今ある緑を活かしながら、さらに緑の質を高め、緑がいつも暮らしのかたわらに息づいている稲城市の実現をめざしています。

3. 緑の基本計画の位置づけ

「稲城市緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として策定するものですが、都市計画部門の分野別計画のひとつとして位置づけられるため、「稲城市都市計画マスタープラン」が直接的な上位計画に相当し、この中の「水・緑空間の形成方針」を具体的な姿とするための個別計画に位置づけられています。

さらに稲城市の上位計画である「第四次稲城市長期総合計画」を十分に踏まえるとともに、同じ都市計画分野の部門別計画である「稲城市景観基本計画」をはじめ、「稲城市環境基本計画」や「稲城市農業基本計画」など他分野の計画と連携を図りながら、施策展開を進めていきます。

また、計画を検討する際には、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針、環境軸ガイドライン、都市計画公園・緑地の整備方針、緑確保の総合的な方針など、水と緑にかかわる東京都の新しい計画と連携を図りながら進めています。

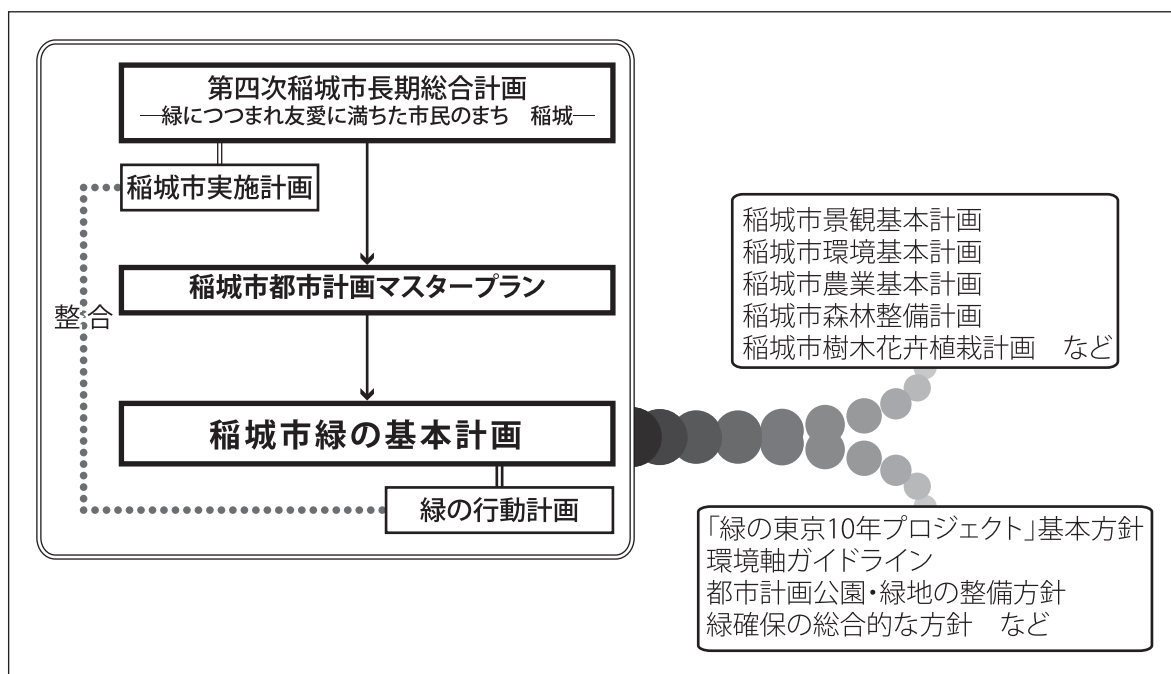


図 1-1 計画の位置づけ

4. 計画の枠組み

(1) 目標年度

平成 24 年度（2012 年度）を開始年度とし、目標年度を平成 33 年度（2021 年度）とします。

緑の基本計画の目標年度 **平成33年度(2021年度)**

(2) 計画対象区域

稲城市全域が、計画対象区域です。

計画対象区域 **稲城市全域(1,797ha)**

(3) 人口の見通し

「第四次稲城市長期総合計画」における平成 32 年（2020 年）の推計人口は 9 万 2 千人です。

平成23年(2011年) 人口 **85,005人**
平成32年(2020年) 推計人口 **92,000人**

現在の人口は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日現在の住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計

5. 緑の基本計画の主な対象分野

緑の基本計画は、都市公園など市民の屋外レクリエーション需要に応えるための施設である公園・緑地を計画的に整備する「施設緑地」、樹木や樹林の保全を図るために、法律や市の制度に基づき土地利用を一定程度規制することにより保全を図る「地域制緑地」、そして、水と緑によるまちづくりをめざす「都市緑化推進」の三分野について計画を策定します。

計画の対象には、公共施設（公園・緑地・道路・水路・庁舎・学校など）、民間施設（住宅地や事業所など）を問わず、庭や外構などの緑化空間、まちなみを形成する道沿いの緑化空間、建築物の壁面や屋上などの緑化空間があり、稲城市の魅力を高め、都市環境負荷を軽減し、生物多様性を高めるような多くの場所が対象となります。

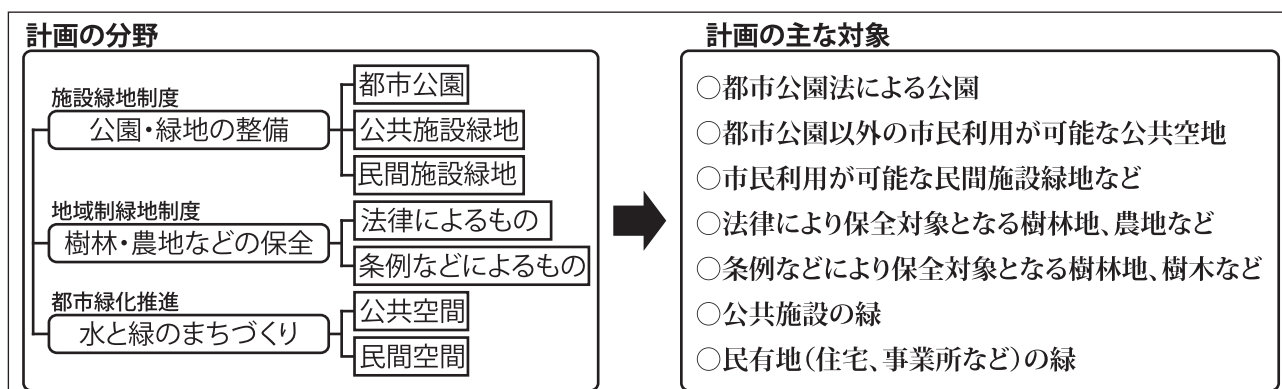


図 1-2 緑の基本計画の主な対象分野

6. 緑の役割

緑は多くの役割を持っています。この緑の基本計画では「都市の緑」が持つ、次の5つの役割を重視して計画づくりを進めています。

(1) 都市環境の改善

- 緑は、二酸化炭素の吸収、酸素の供給、大気汚染物質の吸着などにより、大気を浄化するとともに、植物の蒸散機能や風の通り道の形成により都市のヒートアイランド現象を緩和します。
- 緑は、透水性や保水性を有しており、雨水の地下浸透や貯留機能が高まります。自然の水循環を回復することで、都市の環境を持続可能にしていきます。
- 幹線道路と住宅との間にある緑地は、大気の浄化や騒音の軽減などの緩衝地帯としての役割を果たします。



(2) 動植物の生息・生育空間

- 緑は、野鳥や昆虫、野草などの動植物の生息・生育空間となり、都市における季節感を醸成するとともに、自然とのふれあいの場としての役割を果たします。
- 樹林地や水辺は、野生生物に生育の場所を提供し、生態系を構成するとともに、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。
- 連続する緑の帯は、風の通り道や、鳥や虫などが移動する道となり、人と自然が共生する都市環境を形成します。
- 公園や緑地、河川・水路、街路樹、学校の樹木、住宅の庭木、ビオトープなどの緑がつながることにより、生物の移動ルートとなります。



(3) 都市の魅力を高める緑

- 大丸用水沿いの緑や社寺仏閣など歴史のある緑、梨園・ぶどう園などの農地、多摩丘陵の緑など、緑が都市に風格を与え、うるおいのある良好な都市景観を形成します。
- 彩り豊かな四季を演出して美しい景観を形成し、市民生活にゆとりとうるおいをもたらします。
- 四季折々の緑の表情は、次代を担う子どもたちの感性を育み、心身ともにバランスよく成長するのに大切な役割を担っています。
- 緑は地域固有の歴史や文化を背景に成り立って



いるため、緑を活かすことで、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。

- 緑を含む公共空間は、優れた文化的資産などの保存や活用、地域の文化や観光の拠点、イベント会場として、地域の活性化に寄与します。

(4) 都市の防災空間

- 公園などのオープンスペースは、地震などの災害時において、避難場所や避難路、延焼防止帯、復旧・復興拠点としての役割を担っています。
- 緑に覆われた地面は透水性や保水性があり、雨水の流失抑制機能により、都市化による集中豪雨時などの安全性を高めます。



(5) レクリエーション・コミュニティ活動の場

- 公園などのオープンスペースは、高齢者や子供など様々な人々にとって、運動や散策といったレクリエーション活動空間や、地域のコミュニティ活動の場としての役割を果たします。
- 運動や遊び、休憩や休息だけではなく、環境や自然学習などの教養・文化活動の場ともなります。
- 自然とのふれあい、健康づくりのニーズに応え、地域コミュニティの核となる役割を担っています。



7. 緑の考え方と緑の量を示す考え方

(1) 緑の考え方

「緑」とは、花、芝・草、樹木、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものを総称し、公園の樹木や街路樹から個人住宅の庭木までも含む広義なものをいいます。

(2) 緑の量を示す考え方

緑の量を示す考え方には、緑被率、緑地率、みどり率、緑視率などがあります。
この稲城市緑の基本計画では、緑被率と緑地率を用いています。

緑被率 緑の量を示す一般的な指標。敷地の面積に対して、樹木や草などの植物が地面や上空を覆っている部分と、農地の面積の占める割合をいいます。一般的には航空写真をもとに測定します。農地は、一時的に農作物（植物）がない場合もあるため、航空写真で農地の区域を判読して測定します。

緑地率 敷地の面積に対する緑地面積の割合。緑地とは、都市公園をはじめ、社寺境内地などの空地の多い施設、農地、樹林、河川、用水路、水面など、オープンスペースとして社会的に一定の永続性が保たれている区域をいいます。



8. 緑の基本計画の構成

- ① 緑の基本計画の概要・・・緑の基本計画の目的や位置づけなどの概要について示しました。
- ② 水と緑の現況と課題・・・計画をつくるために必要となる現在の水と緑の姿について整理しています。水と緑の現況には、樹林地・農地など緑被の分布、公園の箇所数・面積などについて整理しました。さらに、これから計画的に整備される公園・緑地についても整理しています。この水と緑の現況などをもとに、将来の姿と比較して何が今必要なのか、何が求められているのか、これからの10年間は何に取り組むべきなのか、計画をつくるにあたっての課題を整理しています。
- ③ 水と緑のまちづくりの将来構造・・・これらの課題に対応していくための計画の理念を設定し、どのような水と緑のまちづくりを目指すのかという基本方針と将来構造について示しました。
- ④ 水と緑のまちづくりのための施策・・・基本方針と目標の実現に向け、水と緑のまちづくりを進めていくための、施策の方針・主な施策について示しました。
- ⑤ 重点施策・・・これからの10年間に重点的に実施していく施策を設定しました。
- ⑥ 地域別計画・・・平坦地（既成市街地）、三沢川左岸丘陵地、三沢川右岸丘陵地、平尾地区の市内4地域の特性を踏まえ、具体的により地域に密着した計画を示しました。
- ⑦ 計画の推進にあたって・・・この緑の基本計画の目標を効果的に進めていくための、市民、事業者、行政が協働して水と緑のまちづくりに取り組むための考え方、推進体制、社会経済情勢の変動に対して順応的に計画内容を見直していく方向性、次期計画に向けての見直しスケジュールなどについて示しました。

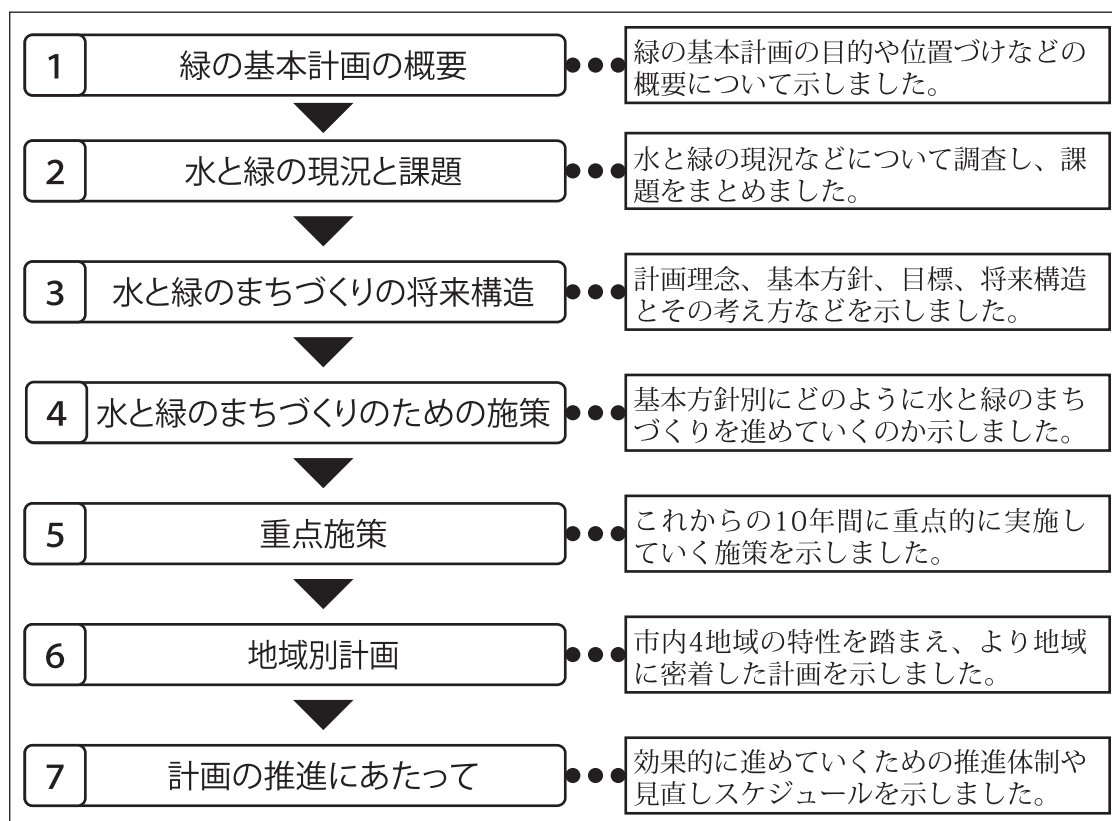


図 1-3 緑の基本計画の構成